

[別紙1]

鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等 事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（補助事業実施の30日前まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了・実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

※事業の完了とは：間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

○実績報告書は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

○実績報告の時期は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日とします。ただし、規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日となります。

◎補助金の支払い

※支払いにあたっては請求書を提出してください。

資料提出

別紙提出先一覧のとおり

問い合わせ先

・別紙提出先一覧

・鳥取県県土整備部・治山砂防課

鳥取県鳥取市東町1丁目220（本庁舎5階）

0857-26-7819 chisansabou@pref.tottori.lg.jp

提出先一覧

所管	提出先
東部管内 (鳥取市及び岩美郡)	鳥取県土整備事務所 維持管理課 住所 680-0061 鳥取市立川町6-176 電話 0857-20-3641 ファクシミリ 0857-20-3598
八頭管内 (八頭郡)	八頭県土整備事務所 維持管理課 住所 680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3857 ファクシミリ 0858-72-3244
中部管内 (倉吉市及び東伯郡)	中部総合事務所 県土整備局 維持管理課 住所 682-0802 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3137 ファクシミリ 0858-22-7863
西部管内 (米子市、西伯郡)	西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課 住所 683-0054 米子市鞆町1丁目160 電話 0859-31-9711 ファクシミリ 0859-33-4110
日野管内 (日野郡)	日野振興センター 日野県土整備局 維持管理課 住所 689-4503 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2047 ファクシミリ 0859-72-1398